

1月は償却資産の申告月です

事業を営んでいる人(事業主)は、毎年、1月1日現在の償却資産の所有状況について申告が必要です。

◎問い合わせ 資産税課 ☎23-2124

償却資産

固定資産税の「償却資産」とは、土地や家屋以外で事業用に使う設備などのことです。

事業のために使用する構築物や機械、器具、車両、備品などが償却資産に当たり、課税の対象となります。

申告の対象となる事業主の例

- ①病院や建設業、工場などを経営している
- ②商店や飲食店、理・美容室などを営んでいる
- ③農林畜産業を営んでいる
- ④アパートや貸家、駐車場
- ⑤市内に太陽光発電設備を設置し、売電事業を行っている



対象となる償却資産は全て申告

所有している償却資産の評価額(取得価額を基礎として減価償却を考慮した金額)の合計が150万円未満の場合は、固定資産税は課税されません。

●償却資産を所有していない場合

所有していなくても、申告が必要です。

●償却資産を処分した場合

事業を廃業したなどの理由で、償却資産を所有しなくなった場合も、必ずその旨を申告ください。

●対象外の資産

事業用で使用する自動車のように、自動車税(軽自動車税)の対象となっていないものは除きます。

申告の方法

市が送付する申告書に、令和4年1月1日現在の償却資産の所有状況を記入し、1月末日までに資産税課(紫色10番)、または各総合支所市民生活課や各地区市民センターへ提出ください。



●申告しなかった場合

正当な理由なく申告しなかったり、虚偽の申告をしたりなどの行為は、罰金などの罰則が科せられます。

建物の新増築・取り壊しなどの届け出

建物を新築や増築、取り壊したときは、届け出が必要です。また、住宅を省エネや耐震などのため改修した場合、条件を満たすことで固定資産税を減額する制度があります。

◎問い合わせ 資産税課 ☎23-2124

建物の新築・増築・取り壊しの届け出

●対象となる建物

住宅や店舗、事務所、病院、工場、倉庫などの建物。面積の大小にかかわらず、要件を満たしている建物は届け出が必要です。

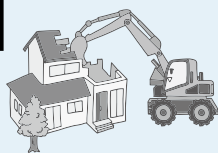
●対象となる行為

【建物を新築または増築したとき】

工事が終了した建物は、現地調査を行います。また、以前に建築されたもので未調査の建物は、調査が必要で、早めに連絡ください。

【建物を取り壊したとき】

一部取り壊しも含め、建物を取り壊したときは必ず連絡ください。
※取り壊しの連絡がない場合、そのまま課税されることがあります



固定資産税の減額制度

申告した翌年度分のみ、各基準に該当した工事種別に応じて減額します。

●住宅の要件

- ①【省エネ改修】平成20年1月1日以前に建てられた住宅
- ②【耐震改修】昭和57年1月1日以前に建てられた住宅
- ③【バリアフリー改修】新築された日から10年以上経過した住宅

※バリアフリー改修は、65歳以上の人や要介護・要支援認定者、障がい者の居住する住宅が対象

④【長期優良住宅化リフォーム】省

エネ改修または耐震改修によって長期優良住宅の認定を受けた住宅
※賃貸住宅は、耐震改修を除き減額の対象外です

※建物の床面積など詳しい要件は、市ホームページを確認ください



●申告方法

改修後3カ月以内に、領収書や改修工事前後の写真などを添付した申告が必要。内容により添付書類が異なるため、詳しくは、着工前に連絡ください。